

鳥取市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月16日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市条例第36号

鳥取市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

鳥取市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成29年鳥取市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第10条を次のように改める。

第10条 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成30年4月1日において指定を受けている指定障害者支援施設であって、この条例による改正前の鳥取市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「旧条例」という。)第6条及び第10条に規定する指定

障害者支援施設に該当するものについては、平成33年3月31日までの間は、この条例による改正後の鳥取市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第5条及び第9条の規定にかかわらず、旧条例第6条及び第10条の規定を適用する。